

浜 環 政 第 143 号
令和 6 年 11 月 1 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

浜松市長 中野 祐介



「(仮称) 浜松湖西豊橋道路(静岡県区間) 環境影響評価方法書」に
関する意見について(回答)

令和 6 年 9 月 25 日付け環生第 148 号で意見照会のあった標記環境影響評価方法書に
対し、環境影響評価法第 10 条第 2 項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を
別紙のとおり述べます。

浜松市環境部環境政策課

〒432-8023 浜松市中央区鴨江三丁目 1-10

電話 : 053-453-6146 FAX : 050-3606-4345

e-mail : kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

(仮称) 浜松湖西豊橋道路（静岡県区間）

環境影響評価方法書に関する市長意見

I 全般事項

1 道路のルート、構造等

本環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）では、具体的なルートの位置や道路構造、工事計画等が明らかにされていないことから、環境影響評価準備書においては、これらを明確にすること。加えて、環境の保全の配慮に係る検討の経緯として、調査・予測地点及びその選定理由を詳細に記載すること。

2 最新の知見の導入

今後の事業計画の検討に当たっては、環境保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響の回避又は低減に努めること。

3 地域住民等に対する情報提供

現地調査の実施に当たっては、地域住民、土地所有者及び関係団体等に対して、積極的な情報提供や丁寧な説明を行うこと。

4 事業計画の見直し

今後の事業計画の検討に当たって、Ⅱ個別事項について、環境影響を回避又は十分に低減できない場合には、道路のルート、構造等の見直しを検討すること。

5 環境影響評価の項目選定、調査・予測及び評価の手法

事業計画を具体化する過程で、方法書で想定していなかった環境影響要因や、新たに環境保全に配慮すべき事項等が明らかになった場合には、必要に応じて学識経験者等専門家の助言を受けたうえで、環境影響評価項目を追加し、調査・予測及び評価を行うこと。

Ⅱ 個別事項

1 大気質、騒音・振動

都市計画対象道路事業実施区域（以下、事業実施区域）及びその周辺には、複数の住居や学校等が存在することから、大気汚染物質や騒音・振動等による生活環境への影響が懸念される。このため、道路のルートの検討にあたっては、適切に調査・予測及び評価を行い、住民の生活環境への影響を回避又は低減するように努めること。

2 水質

- (1) 事業実施区域及びその周辺には、複数の河川が含まれ、事業の実施に伴い発生する濁水により、河川の水質の悪化等が懸念されることから、工事中の環境影響について適切に調査・予測及び評価すること。
- (2) 浮遊物質量や濁度等を調査するにあたり、通常時と降雨時では数値が大きく変化することから、調査日の選定には天候等を勘案し、必要に応じて通常時に加えて降雨時の影響を予測及び評価すること。

3 動物、植物、生態系

- (1) 動物、植物及び生態系について、道路の存在により影響を及ぼす可能性があることから、最新の知見・事例等の収集を行うとともに、適切に調査・予測及び評価を行い、影響の回避又は低減措置を講じること。
- (2) 供用後の自動車の走行により、ロードキルの発生が懸念されることから、可能な範囲で情報を収集し、適切に調査・予測及び評価すること。

4 景観

事業実施区域には、浜松市景観形成基本計画において、三ヶ日のみかん山や里山等の身近な自然環境や緑地景観を保全し、地域の魅力的な景観として活用するとして三ヶ日地域が含まれていることから、工事中及び供用後の環境影響について適切に調査・予測及び評価を行い、これらの景観資源等へ事業が及ぼす影響を回避又は低減するよう努めること。

5 廃棄物等

事業の実施に伴う建設発生土を抑制するとともに、発生量を予測した上で、処理に係る工事中の環境影響を適切に予測及び評価すること。

6 文化財等

事業実施区域には、静岡県指定名勝「大福寺庭園」や静岡県指定有形文化財「木造釈迦如来坐像」他を所蔵する華藏寺、浜松市指定天然記念物「玉洞寺のサザンカ」、浜松市指定史跡「西山古墳」、国指定特別天然記念物「カモシカ」の生息域を含むこと、「釣古墳群」や「日比沢城跡」など多数の埋蔵文化財包蔵地が所在することから、適切に調査・予測及び評価を行い、影響の回避又は低減措置を講じること。